

## 平成30年度中野区産業経済融資制度の拡充について

国の中小企業信用保険法や産業競争力強化法が一部改正され、平成30年4月1日から施行される。これに伴い、小規模事業者や、創業者への信用保証制度が拡充される。

区は、これらの動向を踏まえ、平成30年度から小規模事業者向け産業経済融資の上限額の引上げや特別融資枠の新設、さらに創業融資における事業者負担利率の引下げを行うこととする。

これにより、区内事業所の多くを占める小規模事業者の資金調達を円滑化させ持続的発展を促すとともに、区内での新たな起業を喚起することにより、区内産業全体の更なる活性化を図っていく。

今回の融資制度拡充の具体的内容は次のとおり。

### 1. 小規模事業者向け融資

#### (1) 小規模企業特例資金の拡充

- ① 融資限度額 2,000万円 (現行 1,250万円)
- ② 償還期間 7年 (〃 運転資金5年 設備資金7年)

#### (2) 特別融資枠の新設

小規模事業者向け融資に特別融資枠(ICTコンテンツ事業者支援資金・ライフサポート事業支援資金・事業活性化支援資金)を新設する。区が行う利子補給の負担率を一般融資より高い1.5%に設定することにより、事業者負担利率を0.4%の低利とする。さらに、商店街に立地し各商店会に加入した場合は、事業者負担率をゼロとする優遇措置を行い、商店会の組織強化を図る。

また、都制度と連携し、信用保証料1/2補助を行う。

### 2. 創業支援資金

#### (1) 融資限度額の拡充

1,500万円 (現行 1,000万円)

#### (2) 利率の改定

金融機関との契約利率を1.8%(現行1.9%)とした上で、区が行う利子補給の負担率を1.6%(同1.5%)に高めることにより、事業者負担利率を0.2%(同0.4%)に軽減する。

### 3. 実施時期

平成30年4月1日